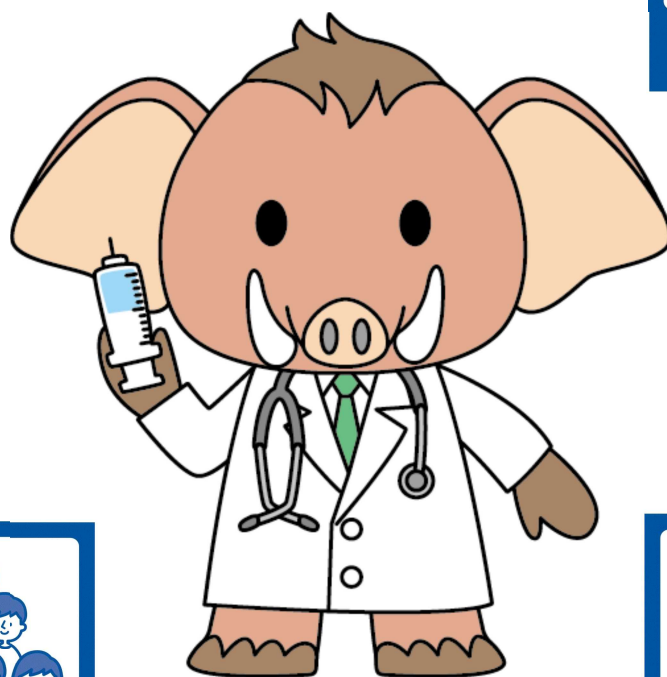


令和5年4月1日

みどり市立学校
新型コロナウイルス感染症対策
〈教育活動を維持・継続するためにVer.9〉

みどり市教育委員会学校教育課

新型 コロナ対策推進中 COVID 19



学校と家庭が力を合わせて！

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況にあります。

こうした中でも、学校においては、感染者の発生や拡大への配慮を継続するとともに、学校における感染のリスクを可能な限り低減した上で、子供の健やかな学びを保障するため、教育活動の維持・継続に向けた取組を進めていくことが重要です。

本ガイドラインは、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを基に、県やみどり市の状況を踏まえてまとめたものです。具体的な内容としては、「家庭へのお願い」、「学校の対応」、「感染が疑われる場合や感染した場合」、の3つの内容から構成されています。

各学校では、この「みどり市立学校の新型コロナウイルス感染症対策〈教育活動を維持・継続するためにVer. 9〉」を基に感染症対策を講じ、児童生徒の心身の健全な育成と豊かな学びに向けた教育活動を推進していきます。

なお、本感染症対策については、現時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後本市の感染状況の変化や新たな知見が得られた場合には、随時見直すことを予定しています。

2 家庭へのお願い

(1) 登校時

- 体温、咳、風邪症状などを「検温カード」に記入し捺印する。
 - 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校をひかえる。
※風邪症状等で出席をひかえる場合は、欠席扱いにはなりません。
 - ハンカチやタオルを共有させないように必ず持たせる。
 - 登下校時は、密接とならないようにし、交通安全に気を付けながら登校させる。スクールバスを利用する際は、換気を行うとともに過密乗車を避け、座席の数と比して利用者が多くなる場合には、会話をひかえることについても指導する。
 - こまめな水分補給のため、水筒等で飲み物を持たせる。
※毎日の持ち物（水筒、清潔なハンカチ・ティッシュ、必要に応じて、マスクやマスクを外した際に入れるビニール袋や布等）
-

(2) 日常生活の中で

新型コロナウイルス感染症は、一般的に飛沫感染、接触感染で感染することから、感染経路を絶つため、以下のことに留意する。

- 正しい手の洗い方や咳エチケットの習慣を身に付ける。
- 適度な運動、睡眠、バランスのよい食事で抵抗力を高める。
- 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、近距離での会話や発声がある人と密接する場所を避ける。
- 帰宅した後はすぐに石けんによる手洗いをするなど、家庭でも感染防止対策を実践する。

飛沫感染：	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染すること。
接触感染：	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付着する。他の方が触るとそのウイルスが手に付着し、その手で口や鼻に触れることで粘膜から感染すること。

(3) その他

- 児童生徒・教職員にマスクの着用を求めないことを基本とする。
- アレルギーや基礎疾患がある場合は、主治医等に相談した上で、対応について学校と確認する。
- 感染が心配なため、登校をひかえる場合は学校に相談する。

※学校が出席停止の措置をとるのは、以下の場合となる。

参考：出席停止の取扱いについて

学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none">・感染が判明した者・感染者の濃厚接触者に特定された者・学校で感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる者・(必要に応じて)感染が拡大している地域において同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者
「非常災害等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合・感染症が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

3 学校の対応

(1) 登下校時

- 登校した際に、石けんでの手洗いまたは手指消毒を実施する。
 - 登校後、教室等で「検温カード」の確認を行い、発熱の状況を含め、児童生徒一人一人の健康観察をする。
※発熱の目安は、37.0℃以上または平熱+0.5℃とする。
 - 「検温カード」を忘れた場合は、検温とともに健康観察を実施する。
発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある児童生徒は、家庭に連絡し、自宅待機(出席停止扱い)をお願いする。
※平熱が高い場合は学校に相談する。
-

(2) 学校生活で

- 手洗いは、「手洗いの6つのタイミング」を踏まえ、外から教室に入る時、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、給食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触った後には実施する。
※手洗い場の混雑を避けるため、休み時間の取り方などを工夫する。
- 学校教育活動においては、基本的にマスクの着用を求めないこととする。様々な事情によりマスクの着用を希望したり、健康上の理由から着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないようにする。
- 密接を避けるため、授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保する。
- 休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、会話をする際には一定程度距離を保つ、なるべく体が接触するような遊びはひかえ

るなど、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫をする。

- こまめな水分補給を促す。
- 校内に、咳エチケットのポスターを掲示し、児童生徒への指導を徹底する。

(3) 授業中には

- 教室では、常時換気を基本とし、最低でも30分に1回以上の2方向換気を行う。(空調使用時においても同様とする)
- 以下のような「感染のリスクが比較的高い学習活動」については、常時換気を行う、大声での会話をひかえる、児童生徒間の距離を確保する等、一定の感染症対策を行った上で実施する。
 - ・ 児童生徒が対面形式となるグループワークや一斉に大きな声で話す活動
 - ・ 理科における児童生徒がグループで行う実験や観察
 - ・ 音楽科における合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
 - ・ 図画工作科、美術科における児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動
 - ・ 家庭科におけるグループで行う調理実習
 - ・ 体育科・保健体育科における組み合ったり接触したりする運動

(4) 給食時には

- 配膳台と机を常に清潔にし、必要に応じてナプキン等を敷いて食べるようにする。
- 給食の前後には全員の手洗いを徹底する。配膳係は手指消毒も実施する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員については、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗淨したか等、給食当番が可能であることを点検する。

- 食べる際には、大声での会話はひかえる、対面の児童生徒の間に一定の距離(1m程度)が確保できない場合には机を向かい合わせにしない等、飛沫を飛ばさない工夫を行う。

(5) 学校行事等は

- 修学旅行や高原学校、宿泊学習などの泊を伴う行事の実施については、感染状況や受け入れ先の状況を踏まえて実施方法を検討する。その他、バスを利用する校外学習も同様とする。
- 運動会や文化祭、学習発表会など、児童生徒が密集して長時間活動する学校行事は、各行事の特性等に応じた感染症対策を講じた上で実施する。
- 学校行事等の実施方法については、決定し次第、その都度家庭に連絡する。
- 身体測定や各種検診は、学校医、学校歯科医と相談し、実施の時期や実施方法を確認した上で実施する。6月30日までに実施することができない場合は、年度末までの間に、可能な限りすみやかに実施する。特に、検診場所に一度に多くの児童生徒を入れない、検診器具の消毒を徹底するなどの対応をする。

(6) 保健室では

- 健康診断の際も含め、3密の状態が発生しないよう留意する。
- 児童生徒が体調不良を訴えて保健室に来室した場合は、可能な限り児童生徒との距離を保つとともに、対応後はしっかり手洗いを行う。
- 複数の児童生徒が保健室を利用する場合、他の児童生徒と接することがないように、児童生徒間の距離をとったり、カーテンやついたてを利用したりするなどの工夫をする。
- 学校で児童生徒の発熱を確認した場合は、安全に帰宅させ、医療機

関を受診するよう依頼する。

- 体調不良の児童生徒を帰宅させる場合で、保護者の迎えを待つ等で学校にとどまらせる必要がある場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、学校の実態に応じて別室で待機させるなどの配慮をする。ただし、その際は体調の悪い児童生徒を1人にしない。

(7) 健康・安全指導は

新型コロナウイルス感染症防止も重要であるが、より命の危険に直結する健康・安全指導を優先するという意識をもって対応する。

- 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症の対策を優先的に行う。

※暑さ指数(WBGT)は環境省ウェブサイトで提供

- エアコンの適切な使用について留意する。
- 授業中を含め、こまめな水分補給を促す。
- 避難訓練等を行うことができない場合は、地震や火災が起きたときの行動等について、発達の段階に応じた指導を行う。特に避難の際は、「密」を避けることよりも、命を守る避難行動が重要であることを理解させる。

(8) 部活動では(小学校クラブ活動もこれに準ずる)

部活動等については、地域の感染状況を踏まえた上で、以下の点に留意して実施する。

- 健康・安全の確保のため、教師や部活動指導員等がついて指導するなど、活動状況を確認する。
- 活動時間については、部活動方針に定める時間の範囲内で、状況によっては短時間にするなど段階的に開始する。また、怪我の防止や熱中症予防に十分留意する。
- 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養させる。

- 部室等の利用に当たっては、「3つの密」を可能な限り避けるようにする。
- 対外試合等(練習試合、合同練習等)は、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染防止対策をとるようにする。

(9) その他

- 感染が心配で登校をひかえる児童生徒がいた場合の学習については、ICT機器の活用も含めて、必要に応じて課題を用意したり、個別指導を行ったりするなどの配慮をする。
- 感染者やその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

(10) 清掃や消毒についての配慮事項

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、下記「①普段の清掃・消毒のポイント」に沿って、通常のコソ掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れていく。その際、教職員の過度の負担増とならないよう配慮する。

①普段の清掃・消毒のポイント

- 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- 床は、通常のコソ掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業は行わな

い。

- 机、椅子についても、特別な消毒作業を行う必要はないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- 大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は1日に1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。なお、手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することができる。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

②感染者が発生した場合の消毒について

- 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、学校薬剤師等と連携して消毒を行う。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または、遊離塩素濃度25ppm(25ml/L)以上の亜塩素酸水消毒液により消毒するようにする。
- 物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。
- 消毒は、「(参考)消毒の方法及び主な留意事項について」を参考にを行う。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する。

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について※1

	消毒用エタノール	一部の界面活性剤 ※2	次亜塩素酸ナトリウム消毒液※3	次亜塩素酸水
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<ul style="list-style-type: none"> 【住宅・家具用洗剤】 ・製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 ・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> ・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる(材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の用法・用量に従って必要に応じて希釈 ・有機物が存在する環境下での使用が想定されています ・遊離塩素濃度25ppm以上の次亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を拭く ・拭いた後数分以上置いた後、水気を拭き取る
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする			
	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・換気を充分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開している(随時更新) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) ・色落ちしやすいもの腐食の恐れのある金属には使用不可 ・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切り、長時間にわたる作り置きはしない ・換気を充分に行う ・噴霧は絶対にしない ・児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(※1)における「3. モノに付着したウイルス対策」の「6. 次亜塩素酸水」参照

※1 消毒を行う際は、以下の情報を参照すること。

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

※2 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。

・別添資料9「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト(2021年4月22日版)」(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>) において随時更新)

※3 「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。

・電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

4 感染が疑われる場合や感染した場合

新型コロナウイルス感染症は、地域の感染レベルに関わらず、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定準備を進めておくことが重要である。

(1) 児童生徒や教職員が感染が疑われる場合や感染した場合

① 学校への連絡

濃厚接触者となった場合や児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、学校へ連絡する。

② 教職員の感染に備えて

教職員が感染し、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めておく。

(2) 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにする。また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとる。

(3) 濃厚接触者等の特定について

各自治体が感染拡大の防止のために必要と判断する場合、学校にお

いて濃厚接触者の特定が行われる場合がある。その際は、以下の考え方を参考にする。

＜濃厚接触者等の候補の考え方＞

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とする。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

(4) 感染が判明した場合の臨時休業等の対応について

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等の助言を踏まえて学校と教育委員会が協議し、臨時休業を決定する。

臨時休業の期間については、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの5日間程度とする。

臨時休業の範囲については、次の基準により判断する。

①学級閉鎖

- 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。
- 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）
- その他、学校と市教育委員会で協議し、必要と判断した場合。

②学年閉鎖

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。

③学校全体の臨時休業

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。